報告事項（４）市民自治推進課

町内自治会集会所建設等事業補助金制度の改正について

「地域避難施設認定制度」の創設に伴い、今後、町内自治会集会所は地域避難施設としての役割も期待されることから、その認定に係る加算を設けることとしました。

併せて、修繕・耐震改修等の整備費用についても、制度改正を行いましたので、お知らせします。

１　制度改正内容

（１）地域避難施設として活用する集会所の新築等への補助限度額の加算

補助区分	改正前	改正後
	補助限度額	補助限度額
新築等 (※)	800 万円	800 万円 ※集会所を地域避難施設として認定 上記限度額に 400 万円加算(対象経費の3分の2以内)

※集会所の新築・建替・増改築・買取・買替

≪地域避難施設の認定を受ける集会所の新築等に対する加算の適用条件≫

①集会所が「地域避難施設」として認定されること。

②集会所利用規約等に「地域避難施設として、災害時において避難者を受け入れる」趣旨を明記すること。

③集会所を地域避難施設として３年以上活用すること。

≪地域避難施設認定制度≫

感染症対策や避難生活環境の向上を図るため、町内自治会集会所を地域避難施設（町内自治会が自主的に開設し、運営する避難施設）として認定し、備蓄品等の配備を行う。

【地域避難施設認定基準】

①新耐震基準（昭和５６年６月１日以降）に則して建築又は改修されていること。

②建物が土砂災害警戒区域等に該当しないこと。

③建物が浸水想定区域に該当しないこと（開設に関する条件を付して認定する。）。

④町内自治会が自主的に運営すること。

⑤避難所運営委員会と連携した運用とすること。

詳細は、総務局防災対策課にお問い合わせください。電話：０４３－２４５－５１４７

千葉市　地域避難施設認定制度　検索

（２）修繕等の補助限度額の増額

補助区分	改正前	改正後
	補助限度額	補助限度額
修繕	50 万円	60 万円(対象経費の２分の1以内)
耐震診断	４万円	10 万円(対象経費の3分の2以内)
耐震改修	60 万円	120 万円(対象経費の２分の1以内)

※地域避難施設として活用する集会所に関わらず、補助限度額を増額します。

（３）修繕に対する補助実施の必要経過年数要件の変更

（変更前）　（変更後）

前回の補助（修繕）から再度補助する際の必要経過年数　概ね５年　⇒　**概ね３年**

（４）補助対象経費の追加

①建替・買替に係る既存建物の解体工事費用

②冷暖房機（エアコン）の設置に係る費用

③補助対象経費に係る消費税

２　施行時期　令和３年４月１日

（１）令和３年度補助金交付申請予定の町内自治会には先行して制度改正内容をお知らせします。

（２）その他の町内自治会には４月中にお知らせする予定です。

市民局市民自治推進課
担当：乃万、藤江
電話：０４３－２４５－５１３８